## ◆医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術件数一覧 (令和5年1月1日~令和5年12月31日)

	手術名	件数
区分1	頭蓋内腫瘤摘出術等	0
	黄斑下手術等	0
	鼓室形成手術等	0
	肺悪性腫瘍手術等	3
	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
区分2	<b>靱帯断裂形成手術等</b>	1
	水頭症手術等	0
	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等 	0
	尿道形成手術等	0
	角膜移植術	0
	肝切除術等	3
	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
	上顎骨形成術等	0
	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
区分3	母指化手術等	0
	内反足手術等	0
	食道切除再建術等	0
	同種死体腎移植術等	0
区分4	腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術	93
	人工関節置換術	74
	乳児外科施設基準対象手術	0
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	2
	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。) 及び体外循環を要する手術	0
	経皮的冠動脈形成術	2
その他の区分	(再掲)急性心筋梗塞に対するもの	0
	(再掲)不安定狭心症に対するもの	0
	(再掲)その他のもの	2
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	6
	(再掲)急性心筋梗塞に対するもの	0
	(再掲)不安定狭心症に対するもの	2
	(再掲)その他のもの	4

## ◆大腿骨近位部骨折後48 時間以内に実施した手術件数 (令和5年1月1日~令和5年12月31日)

手術名	件数
骨折観血的手術、人工骨頭挿入術	11